

## 第1章

### 全体構想

- 1 策定の趣旨等
- 2 本県における医療提供体制の現状等
- 3 本県における少子高齢化の進行と医療需要の変化
- 4 本県における地域医療構想区域
- 5 本県において目指すべき将来の医療提供体制
- 6 目指すべき医療提供体制の実現に向けて
- 7 地域医療構想の推進体制等

# 第1章 全体構想

## 1 策定の趣旨等

日本では今、世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでいます。65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合は平成25(2013)年には25.1%に達し、4人に1人が高齢者となっています。

「団塊の世代」が全て75歳以上の後期高齢者となる平成37(2025)年には、医療・介護ニーズの増大が見込まれており、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、住民ニーズの変化に適切に対応した医療・介護提供体制の構築が課題となっています。とりわけ医療提供体制においては、限りある医療資源を最大限に活用していくことが求められます。

こうした中、平成25(2013)年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、少子化対策をはじめ、医療制度、介護保険制度、公的年金制度の改革について、その方向性が示されました。

病床の機能分化と連携、在宅医療・介護の一体的な提供といった方向性に基づき、平成26(2014)年6月に医療法が改正され、病床機能報告制度(\*)がスタートするとともに、都道府県においては、効率的で良質な医療の提供体制の構築を図るため、「地域医療構想(将来の医療提供体制に関する構想)」を医療計画の一部として策定することが定められました。

このため、本県においては、「栃木県地域医療構想」を「栃木県保健医療計画」の一部として策定し、平成37(2025)年における医療需要と必要病床数を病床機能区分ごとに示すとともに、その実現に向けた施策を記載しました。

なお、「栃木県地域医療構想」の実現に向けては、「栃木県保健医療計画(6期計画)」における5疾病5事業及び在宅医療の施策等を推進しながら、病床の機能分化・連携を図るとともに、「栃木県高齢者支援計画(はつらつプラン21)」や「栃木県健康増進計画(とちぎ健康21プラン)」「栃木県障害者計画(とちぎ障害者プラン21)」等の関連する諸計画との調和を図りながら進めます。

\* 1 一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所が、その有する一般病床・療養病床において担っている医療機能の現状と今後の方向について、病棟単位で「高度急性期機能」「急性期機能」「回復期機能」「慢性期機能」の4区分から1つを選択し、その他の具体的な報告事項とあわせて、全国共通サーバ等を通じて都道府県に報告する仕組み。